

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年12月27日
【発行者の名称】	あさかわシステムズ株式会社 (Asakawa Systems Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 安幸
【本店の所在の場所】	和歌山県和歌山市小松原通三丁目 69 番地 (上記は登記上の本店所在地であり実際の業務は下記の 【最寄りの連絡場所】で行っております。)
【電話番号】	072-464-7831 (代表)
【事務連絡者氏名】	総合管理部長 森 和幸
【最寄りの連絡場所】	大阪府泉佐野市りんくう往来北 1 番
【電話番号】	072-464-7831 (代表)
【事務連絡者氏名】	総合管理部長 森 和幸
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	あさかわシステムズ株式会社 https://www.a-sk.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 40 期中	第 41 期中	第 39 期	第 40 期
会計期間	自2022年 4 月 1 日 至2022年 9 月30日	自2023年 4 月 1 日 至2023年 9 月30日	自2021年 4 月 1 日 至2022年 3 月31日	自2022年 4 月 1 日 至2023年 3 月31日
売上高 (千円)	559, 277	708, 215	1, 060, 213	1, 194, 328
経常利益 (千円)	60, 434	51, 667	161, 184	66, 848
中間（当期）純利益 (千円)	43, 656	35, 608	115, 133	50, 801
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	64, 800	64, 800	64, 800	64, 800
発行済株式総数 (株)	1, 120	1, 120, 000	1, 120	1, 120, 000
純資産額 (千円)	535, 622	597, 062	500, 415	553, 468
総資産額 (千円)	1, 156, 513	1, 279, 515	1, 125, 195	1, 134, 982
1 株当たり純資産額 (円)	520. 02	579. 67	485. 84	537. 35
1 株当たり配当額 （うち 1 株当たり中間配当額） (円)	— (—)	— (—)	5, 500 (—)	6. 5 (—)
1 株当たり中間（当期）純利益 (円)	42. 38	34. 57	108. 62	49. 32
潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	46. 3	46. 7	44. 5	48. 8
自己資本利益率 (%)	8. 4	6. 2	25. 6	9. 6
株価収益率 (倍)	—	—	—	25. 4
配当性向 (%)	—	—	5. 1	13. 2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	82, 940	1, 815	93, 310	△4, 799
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△114, 533	△5, 895	18, 778	△115, 975
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	17, 193	21, 872	△53, 944	△39, 949
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高 (千円)	429, 709	301, 177	444, 109	283, 385
従業員数 (名)	83	87	82	82
〔外、平均臨時雇用人員〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕

- （注） 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第39期及び第40期中間期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第41期中間期の株価収益率は、当中間会計期間において売買実績が存在しないため記載しておりません。
5. 1 株当たり配当額及び配当性向については、第40期中間期及び第41期中間期は配当を行っていないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

7. 2022年10月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第39期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。また、第39期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第39期は5.5円となります。
8. 第40期の1株当たり配当額には記念配当1円が含まれております。
9. 当社は、第40期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第39期の中間財務諸表は記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2023年9月30日現在

従業員数(名)
87 [-]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、当中間会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 当社は、システムソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、雇用や所得環境が改善するなかで、景気は緩やかに回復してきておりますが、世界的な金融引締めによる影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、今後の国内経済の先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社が所属する情報サービス産業におきましては、企業規模を問わずデジタルトランスフォーメーション(DX)に対する情報化投資需要が継続しておりますが、当社の主な顧客である建設業界においては公共投資が底堅く推移しているものの、建設資材価格等の建設コスト上昇の影響もあつて、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社は、自社パッケージソリューションを中心に、建設・工事業におけるIT活用を支援するべく積極的な営業活動を行うとともに、新機能の開発及び2023年10月施行予定のインボイス制度への対応を行う等、市場競争力の向上を図ってまいりました。

この結果、当中間会計期間の業績は売上高708,215千円（前年同期比26.6%増）、営業利益47,455千円（同19.5%減）、経常利益51,667千円（同14.5%減）、中間純利益35,608千円（同18.4%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は301,177千円（前期末比17,792千円増）となりました。

当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は1,815千円（前年同期は82,940千円の獲得）となりました。これは税引前中間純利益51,667千円に加え、減価償却費8,302千円、棚卸資産の減少1,324千円、前払費用の減少7,781千円、未払金の増加9,314千円、前受金の増加12,080千円、賞与引当金の増加27,549千円、退職給付引当金の増加7,365千円、法人税等の還付3,936千円等により増加したものの、売上債権及び契約資産の増加127,698千円等により減少したものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は5,895千円（前年同期は114,533千円の使用）となりました。これは定期預金の払戻しによる収入112,000千円により増加したものの、定期預金の預入れによる支出112,000千円、無形固定資産の取得による支出7,121千円等により減少したものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は21,872千円（前年同期は17,193千円の獲得）となりました。これは短期借入金の増加40,000千円、長期借入金の返済による支出11,433千円、配当金の支払額6,695千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社事業における主たる業務は、ソリューション・サービスの開発、その導入及びそれらの導入後におけるサポート等であります。これらは顧客の注文に応じてサービス及びサポートを提供するものであり受注形態は多岐にわたっております。このため、生産という概念が薄く、生産実績を把握することは困難でありますので、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当中間会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業の内容	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
システムソリューション事業	775,984	122.1	486,245	166.7
合計	775,984	122.1	486,245	166.7

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業の内容	販売高(千円)	前年同期比(%)
システムソリューション事業	708,215	126.6
合計	708,215	126.6

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2023年6月29日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までは該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までは掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までは掲げる場合には当該 a から c までは掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑱ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、顧客のニーズに基づいたソフトウェア開発のための研究開発活動を行っております。

当中間会計期間は、主にローコードシステムや新製品開発に関する研究開発活動に取り組んできました。

これらの取り組みの結果、当中間会計期間における研究開発活動の金額は、83,707千円となりました。なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントによる情報については記載を省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は、925,535千円（前期末比125,824千円増）となりました。これは主として現金及び預金が17,792千円、売掛金及び契約資産が127,698千円それぞれ増加しましたが、前払費用が7,781千円減少したことによるものです。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は、353,979千円（同18,708千円増）となりました。これは主にソフトウェア仮勘定が7,121千円、投資有価証券が21,759千円それぞれ増加しましたが、ソフトウェアが6,742千円、繰延税金資産が2,060千円それぞれ減少したことによるものです。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は、376,156千円（同83,028千円増）となりました。これは主として短期借入金が40,000千円、未払法人税等が20,010千円、前受金が12,080千円、賞与引当金が27,549千円それぞれ増加しましたが、1年内返済予定の長期借入金が11,433千円、未払費用が20,815千円、それぞれ減少したことによるものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は、306,296千円（同17,910千円増）となりました。これは退職給付引当金が7,365千円、役員退職慰労引当金が10,545千円それぞれ増加したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は、597,062千円（同43,594千円増）となりました。これは主として中間純利益により利益剰余金が35,608千円、その他有価証券評価差額金が14,680千円それぞれ増加しましたが、配当の支払により利益剰余金が6,695千円減少したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2023年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2023年12月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	880,000	1,120,000	1,120,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	2,000,000	880,000	1,120,000	1,120,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2023年9月30日	—	1,120,000	—	64,800	—	—

(6) 【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
浅川組運輸株式会社	和歌山県海南市下津町下津3066番地の13地先	297,000	28.83
大阪中小企業投資育成株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号	220,000	21.36
近和不動産株式会社	和歌山県和歌山市築港五丁目4番地	180,000	17.48
三宅 安幸	和歌山県和歌山市	135,000	13.11
あさかわルブテック株式会社	和歌山県海南市下津町下津27番地1	108,000	10.49
株式会社浅川組	和歌山県和歌山市小松原通三丁目69番地	50,000	4.85
紀州技研工業株式会社	和歌山県和歌山市布引466番地	40,000	3.88
計	—	1,030,000	100.00

(7)【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 90,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,030,000	10,300	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 1,120,000	—	—
総株主の議決権	—	10,300	—

② 【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
あさかわシステムズ株式会社	和歌山県和歌山市小松原通三丁目69番地	90,000	—	90,000	8.0
計	—	90,000	—	90,000	8.0

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注） 1．最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2．2023年4月から2023年9月において、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表後、当中間会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間財務諸表について、ひかり監査法人の中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	401,885	419,677
売掛金及び契約資産	291,672	419,371
有価証券	49,585	50,025
棚卸資産	※1, ※2 19,258	※1, ※2 17,933
前払費用	26,324	18,542
その他	12,785	2,585
貸倒引当金	△1,800	△2,600
流動資産合計	799,710	925,535
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	6,065	5,827
車両運搬具（純額）	121	60
工具器具備品（純額）	9,317	8,056
有形固定資産合計	※3 15,504	※3 13,944
無形固定資産		
借地権	89	89
ソフトウェア	18,190	11,447
ソフトウェア仮勘定	3,761	10,882
その他	577	577
無形固定資産合計	22,618	22,996
投資その他の資産		
投資有価証券	107,511	129,270
出資金	100	100
長期前払費用	34,973	35,479
繰延税金資産	89,698	87,637
その他	64,865	64,550
投資その他の資産合計	297,148	317,038
固定資産合計	335,271	353,979
資産合計	1,134,982	1,279,515

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	49,235	54,080
短期借入金	—	40,000
1 年内返済予定の長期借入金	11,433	—
未払金	15,175	24,490
未払費用	47,551	26,736
未払法人税等	1,160	21,170
前受金	101,853	113,934
預り金	8,715	13,099
賞与引当金	55,096	82,646
役員賞与引当金	2,500	—
受注損失引当金	359	—
その他	48	—
流動負債合計	293,128	376,156
固定負債		
退職給付引当金	172,419	179,784
役員退職慰労引当金	115,965	126,511
固定負債合計	288,385	306,296
負債合計	581,514	682,452
純資産の部		
株主資本		
資本金	64,800	64,800
利益剰余金		
利益準備金	13,664	14,334
その他利益剰余金		
別途積立金	212,300	232,300
繰越利益剰余金	267,240	275,484
利益剰余金合計	493,205	522,118
自己株式	△13,500	△13,500
株主資本合計	544,505	573,418
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,963	23,643
評価・換算差額等合計	8,963	23,643
純資産合計	553,468	597,062
負債純資産合計	1,134,982	1,279,515

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月30 日)	当中間会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30 日)
売上高	559,277	708,215
売上原価	335,539	392,826
売上総利益	223,737	315,388
販売費及び一般管理費	164,793	267,932
営業利益	58,944	47,455
営業外収益		
受取利息	0	4
受取配当金	2,481	1,839
保険解約返戻金	—	1,660
その他	534	721
営業外収益合計	3,016	4,226
営業外費用		
支払利息	43	14
資産除去債務履行差額	1,471	—
その他	12	—
営業外費用合計	1,526	14
経常利益	60,434	51,667
税引前中間純利益	60,434	51,667
法人税、住民税及び事業税	23,472	21,517
法人税等調整額	△6,694	△5,458
法人税等合計	16,777	16,058
中間純利益	43,656	35,608

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				自己株式
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	64, 800	13, 098	192, 300	242, 670	448, 068	△13, 500
当中間期変動額						
剰余金の配当		566		△6, 231	△5, 665	
中間純利益				43, 656	43, 656	
別途積立金の積立			20, 000	△20, 000	—	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	566	20, 000	17, 424	37, 991	—
当中間期末残高	64, 800	13, 664	212, 300	260, 095	486, 060	△13, 500

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	499,368	1,046	1,046	500,415
当中間期変動額				
剰余金の配当	△5,665			△5,665
中間純利益	43,656			43,656
別途積立金の積立	—			—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		△2,784	△2,784	△2,784
当中間期変動額合計	37,991	△2,784	△2,784	35,207
当中間期末残高	537,360	△1,737	△1,737	535,622

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				自己株式
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	64, 800	13, 664	212, 300	267, 240	493, 205	△13, 500
当中間期変動額						
剰余金の配当		669		△7, 364	△6, 695	
中間純利益				35, 608	35, 608	
別途積立金の積立			20, 000	△20, 000	—	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	669	20, 000	8, 244	28, 913	—
当中間期末残高	64, 800	14, 334	232, 300	275, 484	522, 118	△13, 500

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	544,505	8,963	8,963	553,468
当中間期変動額				
剰余金の配当	△6,695			△6,695
中間純利益	35,608			35,608
別途積立金の積立	—			—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		14,680	14,680	14,680
当中間期変動額合計	28,913	14,680	14,680	43,594
当中間期末残高	573,418	23,643	23,643	597,062

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	60,434	51,667
減価償却費	11,641	8,302
受取利息及び受取配当金	△2,482	△1,843
保険解約返戻金	—	△1,660
支払利息	43	14
資産除去債務履行差額	1,471	—
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	73,050	△127,698
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△11,941	1,324
前払費用の増減額 (△は増加)	2,031	7,781
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,426	△15,970
未払金の増減額 (△は減少)	△37,665	9,314
前受金の増減額 (△は減少)	16,502	12,080
賞与引当金の増減額 (△は減少)	15,177	27,549
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	11,410	7,365
その他	△5,153	19,329
小計	133,093	△2,442
利息及び配当金の受取額	2,482	1,843
利息の支払額	△43	△14
法人税等の支払額	△52,592	△1,507
法人税等の還付額	—	3,936
営業活動によるキャッシュ・フロー	82,940	1,815
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻しによる収入	12,000	112,000
定期預金の預入れによる支出	△112,000	△112,000
有形固定資産の取得による支出	△4,546	—
無形固定資産の取得による支出	△5,407	△7,121
資産除去債務の履行による支出	△367	—
敷金の差入による支出	△2,604	△790
保険積立金の解約による収入	—	3,501
保険積立金の積立による支出	△1,606	△1,551
その他	—	65
投資活動によるキャッシュ・フロー	△114,533	△5,895
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額	40,000	40,000
長期借入金の返済による支出	△17,142	△11,433
配当金の支払額	△5,665	△6,695
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,193	21,872
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△14,400	17,792
現金及び現金同等物の期首残高	444,109	283,385
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 429,709	※ 301,177

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 市場価格のない株式等以外のもの
 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
 市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 評価基準は原価法（中間貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
 仕掛品 個別法
 貯蔵品 移動平均法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - （1）有形固定資産
 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具器具備品	4～15年
 - （2）無形固定資産
 - ① 自社利用のソフトウェア
 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ② 市場販売目的のソフトウェア
 見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - （1）貸倒引当金
 売上債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - （2）賞与引当金
 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
 - （3）役員賞与引当金
 役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当中間会計期間末に見合う支給見込額に基づき計上しております。
 - （4）退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - （5）役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。
 - （6）受注損失引当金
 受注契約にかかる将来の損失に備えるため、当中間会計期間末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。
5. 収益及び費用の計上基準
 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
 当社では、システムソリューション事業を下記の『ソリューション・サービス』、『導入サービス』、『関連製品の販売』に分類し、収益を認識しております。
 - ① ソリューション・サービス
 ガリバーシリーズ、Kiwami等、当社が開発・提供するソリューション・サービスであり、クラウドサービスと、買取版及び保守サービスの提供を行っております。
 クラウドサービスについては、期間を定めた継続的な利用契約に基づき、契約者に常時利用可能なサービスを提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務については、時の経過に基づき充足されると判断しており、顧客との契約期間に従い一定の期間にわたって収益を認識しております。

買取版については、主にソフトウェアのライセンス販売であるため、ライセンスの供与を開始した一時点で履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

保守サービスは、顧客に販売したソフトウェアの保守サービスを提供するものであります。保守サービスについては、日常的または反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

これらの履行義務に対する支払いは、請求日から概ね2ヶ月以内に受領しております。

② 導入サービス

ガリバーシリーズ等、当社が提供するシステムに関する導入支援業務、及び導入時に必要なカスタマイズ開発を行っております。

導入サービスは、主に自社のソリューション・サービスを顧客において円滑に運用を行うことができるよう、顧客の業務フローとソリューション・サービスの仕様との調整を行うコンサルティングサービス、及び構築した業務フローの安定的な運用を行うための支援活動等の導入支援業務、並びに顧客ごとのカスタマイズ開発を行っております。

導入サービスは、当社が顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じていることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、その受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積もることができる場合は、測定した進捗度に基づき収益を認識しております。

この進捗度の測定は、見積総原価に対する発生原価の割合で算出しております。また、受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積もることができない場合には、発生原価のうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する支払いは、請求日から概ね2ヶ月以内に受領しております。

③ 関連製品の販売

関連製品は、当社が提供するソリューション・サービスと連携する他社ソリューション・サービスや、顧客が買取版をインストールするためのサーバー等の物品を、当社を通じて販売する取引であります。これらは納品完了をもって顧客に権利が移転することから、一時点で履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

また、関連製品の販売の一部に関しては他の当事者が関与しております。これらの製造、出荷及び配送の一連の作業は他の当事者により行われており、当社は在庫リスクを有しておらず、また、約束の履行に対する主たる責任及び価格設定の裁量権を殆ど有していないことから、当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っていると判断しております。当社が代理人に該当すると判断したもののについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

これらの履行義務に対する支払いは、請求日から概ね2ヶ月以内に受領しております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(表示方法の変更)

(中間キャッシュ・フロー計算書)

前中間会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「前払費用の増減額」及び「賞与引当金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた12,055千円は、「前払費用の増減額」2,031千円、「賞与引当金の増減額」15,177千円、「その他」△5,153千円として組み替えております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 棚卸資産の内訳

	前事業年度 (2023年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2023年 9 月 30 日)
仕掛品	18,907千円	17,659千円
貯蔵品	350千円	274千円

※ 2 棚卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる受注契約に係る棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。
相殺表示した棚卸資産に対応する受注損失引当金の額

	前事業年度 (2023年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2023年 9 月 30 日)
仕掛品に係るもの	142千円	106千円

※ 3 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額

	前事業年度 (2023年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2023年 9 月 30 日)
減価償却累計額	23,481千円	25,041千円

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月 30 日)
有形固定資産	1,994千円	1,560千円
無形固定資産	9,647千円	6,742千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,120	—	—	1,120

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	90	—	—	90

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,685	5,500	2022年3月31日	2022年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,120,000	—	—	1,120,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	90,000	—	—	90,000

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,695	6.5	2023年3月31日	2023年6月30日

(注) 1株当たり配当額には記念配当1円が含まれております。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金	548,209千円	419,677千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△118,500千円	△118,500千円
現金及び現金同等物	429,709千円	301,177千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	167,741		
貸倒引当金（※3）	△1,800		
売掛金（純額）	165,941	165,941	—
(2) 有価証券及び投資有価証券	154,096	154,096	—
資産計	320,037	320,037	—
(1) 買掛金	49,235	49,235	—
(2) 未払金	15,175	15,175	—
(3) 未払費用	47,551	47,551	—
(4) 未払法人税等	1,160	1,160	—
(5) 預り金	8,715	8,715	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	11,433	11,426	△6
負債計	133,270	133,263	△6

※1. 現金及び預金については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 市場価格のない株式等は、「(2) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度（千円）
非上場株式	3,000

※3. 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

当中間会計期間（2023年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	302,684		
貸倒引当金（※3）	△2,600		
売掛金（純額）	300,084	300,084	—
(2) 有価証券及び投資有価証券	176,295	176,295	—
資産計	476,380	476,380	—
(1) 買掛金	54,080	54,080	—
(2) 短期借入金	40,000	40,000	—
(3) 未払金	24,490	24,490	—
(4) 未払費用	26,736	26,736	—
(5) 未払法人税等	21,170	21,170	—
(6) 預り金	13,099	13,099	—
負債計	179,576	179,576	—

※1. 現金及び預金については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 市場価格のない株式等は、「(2) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間会計期間（千円）
非上場株式	3,000

※3. 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
（1）株式	77,366	—	—	77,366
（2）債券（仕組債）	—	49,585	—	49,585
（3）投資信託	—	27,145	—	27,145
資産計	77,366	76,730	—	154,096

当中間会計期間（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
（1）株式	99,564	—	—	99,564
（2）債券（仕組債）	—	50,025	—	50,025
（3）投資信託	—	26,706	—	26,706
資産計	99,564	76,731	—	176,295

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	165,941	—	165,941
資産計	—	165,941	—	165,941
買掛金	—	49,235	—	49,235
未払金	—	15,175	—	15,175
未払費用	—	47,551	—	47,551
未払法人税等	—	1,160	—	1,160
預り金	—	8,715	—	8,715
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	11,426	—	11,426
負債計	—	133,263	—	133,263

当中間会計期間（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	300,084	—	300,084
資産計	—	300,084	—	300,084
買掛金	—	54,080	—	54,080
短期借入金	—	40,000	—	40,000
未払金	—	24,490	—	24,490
未払費用	—	26,736	—	26,736
未払法人税等	—	21,170	—	21,170
預り金	—	13,099	—	13,099
負債計	—	179,576	—	179,576

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託については、金融機関等から公表された基準価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

債券（仕組債）については、委託会社から提示された基準価格等によっており、インプットのレベルに基づきレベル2に分類しております。

売掛金

この時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、並びに預り金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

この時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2023年 3 月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	77,366	60,542	16,823
小計	77,366	60,542	16,823
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他	76,730	80,000	△3,269
小計	76,730	80,000	△3,269
合計	154,096	140,542	13,553

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額3,000千円) について、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間会計期間 (2023年 9 月30日)

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	99,564	60,542	39,021
小計	99,564	60,542	39,021
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他	76,731	80,000	△3,268
小計	76,731	80,000	△3,268
合計	176,295	140,542	35,752

(注) 非上場株式 (中間貸借対照表計上額3,000千円) について、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間会計期間	当中間会計期間
ソリューション・サービス	228,400	258,342
導入サービス	308,756	419,920
関連製品の販売	22,119	29,951
顧客との契約から生じる収益	559,277	708,215
外部顧客への売上高	559,277	708,215

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度		当中間会計期間	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	144,605	167,741	167,741	302,684
契約資産	129,373	123,931	123,931	116,686
契約負債	92,658	101,853	101,853	113,934

契約資産は導入サービスの契約において、進捗度に基づき認識した収益に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該導入サービスに関する対価は、契約条件に従い、請求日から概ね2ヶ月以内に受領しております。

契約負債は、主に、クラウドサービスまたは保守サービスの役務を提供する期間にわたり収益を認識する契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った一定期間の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前中間会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は77,148千円であります。

当中間会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は81,367千円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当中間会計期間に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度
2024年3月期	101,665
2025年3月期	98
2026年3月期	89
2027年3月期	—
合計	101,853

	当中間会計期間
2024年3月期下期	98,946
2025年3月期	14,897
2026年3月期	89
2027年3月期	—
合計	113,934

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、システムソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は以下のとおりであります。

	前事業年度 2023年3月31日	当中間会計期間 2023年9月30日
1株当たり純資産額	537円35銭	579円67銭

(注) 当社は、2022年9月16日開催の取締役会決議により、2022年10月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額を算定しております。

1株当たり中間純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり中間純利益(円)	42.38	34.57
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	43,656	35,608
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	43,656	35,608
普通株式の期中平均株式数(株)	1,030,000	1,030,000

(注) 当社は、2022年9月16日開催の取締役会決議により、2022年10月21日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月27日

あさかわシステムズ株式会社
取締役会 御中

ひかり監査法人
京都事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 岩 永 憲 秀

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 三 王 知 行

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあさかわシステムズ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あさかわシステムズ株式会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬によ

り発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。